

各 位

会社名 サン 電 子 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 山口 正則
(コード番号 6736 東証 JASDAQ)
問合せ先 取 締 役 東 谷 浩 明
コーポレート本部長
電話 0587-55-2201

当社取締役および海外子会社幹部従業員に対する
ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社はグループ（国内・海外）として一体感の醸成と連結業績の向上並びに企業価値の向上を図ることを目的に、役員および従業員の報酬制度の見直しを進めております。その一環として、当社取締役および海外子会社の幹部従業員に対して、ストック・オプションを導入することを平成26年6月25日開催の第43回定時株主総会で承認されております。

当社は、本日開催の取締役会において会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役に對し株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権および海外子会社幹部従業員に對し、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

経営改革の一環として、グループの一体感醸成、当社取締役及び当社海外子会社幹部社員の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、ストック・オプションを発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

【取締役に対する株式報酬型ストック・オプション】

(1) 新株予約権の名称

サン電子株式会社 第1回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社の取締役 計6名

(3) 新株予約権の総数 900個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とします。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(6) 新株予約権の割当日

平成27年2月5日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(8) 新株予約権を行使できる期間

平成29年6月25日から平成36年6月24日までとします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができます。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

(12) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとします。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとします。
 - ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（４）に準じて決定します。
 - ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とします。
 - ④ 新株予約権を行使することができる期間
前記（８）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（８）に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - ⑤ 新株予約権の取得に関する事項
前記（９）に準じて決定します。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記（１１）に準じて決定します。
- (13) 1株に満たない端数の処理
新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとします。
- (14) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 江南支店

【第6回新株予約権(イスラエル子会社幹部従業員向け)】

- (1) 新株予約権の名称
サン電子株式会社 第6回新株予約権
- (2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数
当社イスラエル子会社幹部従業員 計6名
- (3) 新株予約権の総数 510個
上記の総数は割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
51,000株
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。
なお、本決議後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。
- (5) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの(無償)とします。
- (6) 新株予約権の割当日
平成27年2月5日
- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とします。
行使価額は、新株予約権の割当日の前日までの30日間の各日(取引が成立していない日を除く)の、東京証券取引所間における各日において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額(1円未満の端数切り上げ)とします。また、本決議後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
- (8) 新株予約権を行使できる期間
平成29年6月25日から平成36年6月24日までとします。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は使用人の地位を失ったときは、新株予約権を行使できないものとします。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ② 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (11) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (12) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
該当事項はありません。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする
- (14) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 江南支店

【第7回新株予約権(米国子会社幹部従業員向け)】

- (1) 新株予約権の名称
サン電子株式会社 第7回新株予約権
- (2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数
当社米国子会社幹部従業員 計2名
- (3) 新株予約権の総数 200個
上記の総数は割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
20,000株
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。
なお、本決議後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。
- (5) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの(無償)とします。
- (6) 新株予約権の割当日
平成27年2月5日
- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とします。
行使価額は、新株予約権の割当日の、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値とします。また、本決議後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。
- (8) 新株予約権を行使できる期間
平成29年6月25日から平成36年6月24日までとします。
- (9) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は使用人の地位を失ったときは、新株予約権を行使できないものとします。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
 - ② 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。
- (10) 新株予約権の取得に関する事項
新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (11) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

該当事項はありません。

(13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(14) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 江南支店

以上